

公益財団法人 日本下水道新技術機構

第1回評議員会議事録

- 1 開催された日時 平成25年4月3日(水) 14時00分から15時40分
- 2 開催された場所 公益財団法人 日本下水道新技術機構 8階特別会議室
- 3 評議員総数 9名
- 4 出席評議員数 7名

(出席) 小川 健一 木下 哲 楠田 哲也 久米 辰雄
曾小川久貴 松木 晴雄 山口 修

(欠席) 松尾 友矩 吉川 開二

(監事出席) 丸山 淳一

5 議 題

決議事項

- 議案 その1 評議員会運営規則の制定に関する件
その2 倫理規程の制定に関する件

報告事項

I 定款に基づく理事会の決議事項の報告

- (1) 平成25年度事業計画及び収支予算等について
- その1 平成25年度事業計画書について
- その2 平成25年度収支予算書について
- その3 平成25年度資金調達及び設備投資の見込みについて

II 上記以外の理事会の決議事項の報告

- (1) 20周年記念事業の実施について
- (2) 移行に伴い制定した規程について
- その1 理事会運営規則の制定について
- その2 財産管理運用規程の制定について
- その3 会計規程の制定について
- その4 情報公開規程の制定について
- その5 個人情報の取扱いに関する規程の制定について
- その6 技術委員会等設置規程の制定について

- (3) 外部役員との賠償責任限定契約締結について

III 今後のスケジュールについて

6 議事の経過及びその結果

(1) 議長の選出

定款第22条の規定に基づき、「評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員会の中から選出する」と定められていることから議長が選出されるまでの間、理事長が進行を進め、議長の推薦を諮ったところ、曾小川評議員から『学識経験者として長い期間にわたり、当機構との関わりを持たれ、業務に精通されている楠田評議員を推薦する』との発言があり、他に推薦がなかったことから本評議員会の議長は楠田哲也評議員が選出された。

(2) 議事録署名人の報告

定款26条第2項の規定による議事録署名人は、楠田議長に一任され次の2名が選出された。

小川健一評議員及び山口修評議員

(3) 決議の成立要件の報告

議長から本評議員会における議案についての決議の成立要件について、出席評議員総数は9名中7名で、本日決議する議案その1及びその2については、特別の利害関係を有する評議員はいないと判断されることから7名全員が決議に参画することとなり、定款第23条に規定する決議の成立要件を満たすことの報告があった。

(4) 議案の審議状況及び決議結果等

○決議事項

議案 その1 評議員会運営規則の制定に関する件

江藤専務理事から当該規則は、評議員会運営の根幹をなすものであることの説明があり、その後、当該規則の各条文について詳細な説明があった。

このあと、意見・質問はなく、議案その1について諮ったところ、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

議案 その2 倫理規程の制定に関する件

江藤専務より、移行に伴い、定款第5条の規定に基づき、本機構は事業を公正かつ適正に運営し、定款第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めることを目的とした本規程の制定理由の説明の後、各条文について詳細の説明があった。

このあと、意見・質問はなく、議案その2について諮ったところ、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

○報告事項

I 定款に基づく理事会の決議事項の報告

(1) 平成25年度事業計画及び収支予算等について

その1 平成25年度事業計画書について

その2 平成25年度収支予算書について

その3 平成25年度資金調達及び設備投資の見込みについて

江藤専務より次のとおり、当該報告その1からその3まで関連事項につき一括しての報告があった。

最初のその1平成25年度事業計画書では、I基本方針、II事業計画及びIII管理運営の各項目について詳細な報告があった。

その2の平成25年度収支予算書では、今までの収支予算書と様式が変わり移行後は収支ベースから損益ベースで予算書を作成したこと、前年度の各科目と比してより緊縮した予算としたこと、ただし、例外として委員会を充実することから「諸謝金」を増額したことなど詳細な報告があった。

また、その3の平成25年度資金調達及び設備投資の見込みについては、会議システム及びホームページ情報分析システムへの設備投資見込みや特定資産の収支見込みの報告があった。

以上の報告案件は、法令、定款及び規程により事務所への備え置き及びインターネットによる情報公開の対象であること、行政庁への提出はしなくて良いことの報告があった。

このあと、同報告について、次のとおり質疑応答があった。

久米評議員 収支予算書内訳表の中で、「公益目的事業会計」と「法人会計」への割合はどのように積算したのか、また、この割合は税務上のことを考慮した結果か。

江藤専務 人件費は個人の従事割合であるとか、或いは直接使用割合であ

るとか直接事業費の割合とかそれぞれ科目によって配分の仕方が違っている。

この割合如何は税務上のことを考慮したものではなく、また、影響も全くない。

以上のほか、意見・質問はなかった。

II 上記以外の理事会の決議事項の報告

(1) 20周年記念事業の実施について

小山事務局長から当該事業について、平成 25 年度の事業計画に基づき、実施することの報告があった。具体的には、20周年記念事業として、(1) 環境の整備への投資に 450 万円余 (2) 記念誌の発行に 14 百万円 (3) 記念講演会及び意見交換会に 4 百万円余 等併せて 25 百万円余の予算とし、当該事業の経費負担は 20 周年記念引当資産取崩収入をもって充てるとの報告があった。

以上のほか、特段の意見・質問はなかった。

(2) 移行に伴い制定した規程について

その 1 理事会運営規則の制定について

江藤専務より、移行に伴い、定款第 44 条の規定に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とした本規則の制定理由の報告の後、各条文について詳細な説明があった。

このあと、当該報告についての特段の意見・質問はなかった。

その 2 財産管理運用規程の制定について

江藤専務より、移行に伴い、定款第 6 条の規定に基づき、財産を安全かつ効率的に管理・運用することにより、財務基盤の強化に努めることを目的とした本規程の制定理由の報告の後、各条文について詳細な説明があった。

このあと、当該報告についての特段の意見・質問はなかった。

その 3 会計規程の制定について

江藤専務より、移行に伴い、定款第 12 条第 2 項の規定に基づき、会計処理に関する基本的事項を定め、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、本機構の事業活動の計数的統制とその効率的運営を図ることを目的とした本規程の制定理由の報告の後、各条文について詳細な説明があった。

このあと、当該報告についての特段の意見・質問はなかった。

その 4 情報公開規程の制定について

江藤専務より、移行に伴い、法令及び定款第 52 条の規定に基づき、本機構の活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するための必要事項を定めることにより、公正で開かれた活動を推進することを目的とした本規程の制定理由の報告の後、各条文について詳細な説明があった。

このあと、同報告について、次のとおり質疑応答があった。

松木評議員 評議員会などの議事録について、その確認方法（出席者全員が議事録の確定する前に確認する方法）は？

江藤専務 議事録の確認は、予め指名させていただいた議長及び議事録署名人が行う。

以上のほか、意見・質問はなかった。

その5 個人情報の取扱いに関する規程の制定について

江藤専務より、移行に伴い、定款第53条の規定に基づき、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報を適正に管理・運用することを目的とした本規程の制定理由の報告の後、各条文について詳細な説明があった。

このあと、当該報告についての特段の意見・質問はなかった。

その6 技術委員会等設置規程の制定について

江藤専務より、移行に伴い、定款第55条の規定に基づき、本機構が行う下水道に関する調査、研究、開発及び評価並びに成果の活用及び普及等に必要事項等について、専門技術的かつ公平・中立な立場から技術的指導及び助言を行う学識経験者等で構成する委員会の設置について定めることを目的とした本規程の制定理由の報告の後、各条文について詳細な説明があった。

このあと、同報告について、次のとおり質疑応答があった。

松木評議員 各委員会が既に立ち上がっているが委員長は決まっているのか。

江藤専務 これから立ち上げる予定の「調査検討支援委員会」を除き、基本的には従来の委員長に引き続きお願いすることとしている。

以上のほか、意見・質問はなかった。

(3) 外部役員との賠償責任限定契約締結について

江藤専務より、定款第45条第2項に基づく賠償責任限定に関する契約の締結について、事前に外部役員に対し希望の有無を照会したところ、下記の外部役員から締結の希望があり、理事会の決議により締結したこと、施行日は登記をする日であることの報告があった。

なお、定款第45条第2項に規定する「金10万円以上であらかじめ定めた額」は「10万円」とした説明があった。

(外部理事)大村達夫理事、手島康博理事、永澤章行理事、長澤毅理事、花木啓祐理事 (外部監事)小林直行監事、丸山淳一監事 以上計7名

このあと、当該報告についての特段の意見・質問はなかった。

III 今後のスケジュールについて

江藤専務より、当面予定される監査法人の監査、監事監査、理事会及び評議員会等について、報告があった。


この報告について、特段の意見・質問はなかった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時40分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成25年4月3日

議長 橋田 哲也 

署名人 小川 健一 

署名人 山口 修 